

第2回保健医療福祉分野における
電子署名等環境整備専門家会議
2022（令和4）年10月4日

保健医療福祉分野における電子署名等の環境整備 について

厚生労働省 医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

前回の議論を踏まえた論点



前回の議論を踏まえた論点

保健医療福祉分野の特性を念頭に、電子署名や資格確認に関する技術面・法律面・運用面の現状・動向を整理した上で、早期に取り組むべき論点と、中長期的に検討すべき論点に整理して進める。

基本的な考え方

保健医療福祉分野における電子署名に求められる信頼性

保健医療福祉分野において取り扱う情報の特性や遵守すべき法令上の規定を踏まえ、電子署名に求められる信頼性は、

NIST Special Publication 800-63 Revision 3「Digital Identity Guidelines」における

- ・ 身元確認の頑強性（IAL：Identity Assurance Level）：Level 3
- ・ 当人認証の頑強性（AAL：Authentication Assurance Level）：Level 3
- ・ 認証情報連携の確からしさ（FAL：Federation Assurance Level）：Level 3

が求められる。

論点

○ 電子署名の信頼性 に対する考え方

- ・ 署名方式（ローカル署名、リモート署名、立会人型署名）のタイプによる違い
 - ・ 事業者（認証事業者、リモート署名事業者、立会人型電子署名サービス提供事業者）の種別による違い
- によって、信頼性を評価してはどうか。

○ 資格確認に求められる信頼性 に対する考え方

保健医療福祉分野における資格の特性を踏まえた、

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」で定める資格確認の方法に基づき、HPKI認証局の規定に定められる資格確認に準拠してはどうか。

電子署名の信頼性の評価方針



署名方式の類型による信頼性

令和5年1月の電子処方箋の運用開始を念頭に、
早期に保健医療福祉分野における信頼性を評価できる電子署名方式をどう考えるか。

| 署名方式 | 信頼性 | 電子証明書 | 鍵管理 | 現状・講評 |
|--------|------------|-------|-------------------------------|---|
| ローカル署名 | ○ | 署名者本人 | ICカードやPCなどで、本人が管理 | <p>[現状] PKI技術によるローカル方式の電子署名の多くは、技術・運用の両面で長年に渡る標準整備や実績蓄積がある。 (引用元：日本ネットワークセキュリティ協会：JNSA「電子署名Q&A」)</p> |
| リモート署名 | △ (現時点) | 署名者本人 | クラウドやサーバーなどリモートで、署名サービス事業者が管理 | <p>[現状] リモート署名ガイドライン（日本トラストテクノロジー協議会：JT2A）で ・レベル2：電子署名法における認定認証業務の信頼性と同等 ・レベル3：欧州eIDAS規則における適格電子署名と同等のセキュリティ要件が定められている。</p> <p>[講評] 信頼性のレベルを評価をする体制を整える必要がある。</p> |
| 立会人型署名 | — | 事業者 | クラウドやサーバーなどリモートで、署名サービス事業者が管理 | <p>[現状] 利用者本人ではなく、事業者の電子証明書による署名に対する署名検証に関して、利用者本人の署名である旨をシステム上で証明する標準的なプロトコルが定まっていない。</p> <p>[講評] 署名検証が煩雑となり、様々な混乱が生じる懸念がある。</p> |

事業者の事業種別による信頼性

令和5年1月の電子処方箋の運用開始を念頭に、
早期に保健医療福祉分野における信頼性を評価できる事業者をどう考えるか。

| 認証事業 | 信頼性 | 技術水準 | 現状・講評 |
|---------|-----|--|---|
| 認定認証事業者 | ◎ | 電子署名及び 認証業務に 関する法律 (平成12年 法律第102号) | [現状] 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、認証業務のうち、一定の基準を満たし、内閣総理大臣及び法務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う認証事業者である。 |
| 認証事業者 | ○ | — | [現状] 認証事業者の信頼性を評価する体制はない。 [講評] 特定認証業務を行う認定認証事業者の認定基準を満たせば、認定認証事業者の信頼性と同等と評価ができる。 |

| 署名サービス事業 | 信頼性 | 技術水準 | 現状・講評 |
|-----------------------|------------|--|---|
| リモート署名事業者 | △ (現時点) | リモート署名 ガイドライン (日本トラスト テクノロジー 協議会：JT2A) | [現状] リモート署名ガイドラインで ・レベル2：電子署名法における認定認証業務の信頼性 ・レベル3：欧州eIDAS規則における適格電子署名と同等の信頼性を満たすセキュリティ要件は示されている。 [講評] 利用者と事業者の間での責任分界が定められる必要がある。 |
| 立会人型電子署名 サービス提供事業者 | — | — | [現状] 公証人制度に基づく厳格な公証人の任命とは異なり、立会人を律する基準は見当たらない。 [講評] 立会人型という概念・考え方のサービス形態が、保健医療福祉分野に適応するかどうかなどを議論する必要がある。 |

資格確認の信頼性



資格確認の信頼性

保健医療福祉分野において、資格証明の方法と資格確認はどうあるべきか。

- 保健医療福祉分野において、司法書士や税理士のように、法律で定められた名簿が存在するわけではないため、資格情報を確認・照合するデータベースを用いた資格証明（属性証明）を行うことができない。

認証局（CA）の主な機能（RA : Registration Authority、IA : Issuing Authority、VA : Validation Authority）のうち、「IAに求める要件」

- 資格情報を確認・照合するデータベースが存在しない現状では、

- ① 電子証明書に資格情報を格納する。
- ② 資格情報を属性証明書として発行し、検証できる仕組みを構築する。

のいずれかが考えられる。

- ① の方法においては、

すでに、HPKIで整備された国際標準（ISO17090）に準拠した運用が存在している。
HPKI準拠性審査を受審し、HPKI認証局として運用することで、資格証明を実現できる。

- ② の方法においては、

JPKIを用いた本人確認を踏まえた属性証明書の発行が考えられるが、詳細の検討・議論が必要である。
まずは、認定認証事業者水準の事業者による、属性証明書の発行と検証の仕組みを検討してはどうか。

認証局（CA）の主な機能のうち、「RAに求める要件」

- 資格証明（属性証明）する事業者における資格確認の運用は、

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示された方法に基づくこととし、
国家資格を証明する書類の原本又はコピー等の事業者による確認の方法については、
HPKI認証局の規程で定められている運用に準拠してはどうか。

(参考) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版 (抜粋)

事業者による利用者の医師等の国家資格保有の確認は、

- ①利用者が保健医療福祉分野PKI認証局の発行する署名用証明書を用いた電子署名を事業者へ提供することによりオンラインで行う方法、
- ②利用者が官公庁の発行した国家資格を証明する書類（以下「国家資格免許証等」という。）の原本又はコピー等（紙媒体の場合は、国家資格免許証等のコピーに署名又は押印（実印が捺印され、印鑑登録証明書が添えてあること）があること。電子媒体の場合は、本項と同等の電子署名（資格確認を除く）をスキャンしたデータに施すこと。）を事業者へ持参、郵送又は送信する方法、
- ③利用者が電子署名による確認方法以外の電子的に国家資格等情報と連携して提示できる仕組みを用いて事業者へ提示する方法、
- ④利用者の所属又は運営する医療機関等が利用者の国家資格保有の事実の立証を事業者へ行う方法、

のいずれかによって利用者の登録時において確認すること

（電子署名を行う都度、事業者による医師等の国家資格保有の確認を求めるものではない）。

なお、

- ①～③の場合、事業者は、資格確認に用いた国家資格免許証等のコピーや証明書等について、保存年限を定めて保存しておくこと。
- ④の場合、次に掲げる事項が適切に行われていることについて事業者が確認を行うこと。
 - －医療機関等の管理者が、自組織の実在性を事業者に対して立証すること。
 - －医療機関等の管理者が国家資格保有の確認を行った者の「氏名、生年月日、性別、住所」（以下「基本4情報」という。）を事業者へ提出すること（これによって、利用者が実在性、本人性及び利用者個人の申請意思を立証した際に、国家資格保有の立証もなされたものとみなすこととする）。
 - －医療機関等による医師等の国家資格保有の立証に当たって、医療機関等が責任の主体としての説明責任を果たすため、資格確認を行った実施記録の作成を行うとともに、資格確認を実施した国家資格免許証等のコピーや利用者の基本4情報を提出した書類のコピー等について保存年限を定めて保存し、さらに医療機関等の内部の独立した監査部門による定期的な監査を行うこと。

(参考) MEDISヘルスケア電子証明書発行サービス実施規定 (抜粋)

3.2 初回の本人性確認 - 3.2.3 個人の認証

- ・ 郵送の場合:登録局と地域受付審査局で対応

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ電子証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格を証明する書類(以下、「国家資格免許証等」と言う。)のコピーの適当な空欄に実印を捺印して登録局/地域受付審査局に郵送することで国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。

- ・ 持参もしくは交付時に本人が出頭する場合:地域受付審査局のみ対応

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ電子証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格免許証等の原本を地域受付審査局の窓口で提示、若しくは国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提出することで国家資格保有の事実を立証しなくてはならない。

4.2 証明書申請手続き - 4.2.1 本人性及び資格確認

- ・ 持参もしくは交付時に本人が出頭する場合:地域受付審査局のみ対応

国家資格保有の確認にあたっては、国家資格免許証等の原本若しくはコピーが少なくとも記載内容、形式、有効期限などにおいて真正であることを確認し、各免許証と利用申請書の記載内容が一致することを確認する。
また、国家資格免許証等のコピーの場合は、当該国家資格免許証等のコピーの適当な空欄に実印が捺印され、印鑑登録証明書が添えてあることを確認する。

なお、確認に用いた証明書等は登録局で住民票の写しの原本、及び本人性確認書類のコピー、国家資格免許証等のコピーを当該電子証明書の有効期限切れ後10年間保存する。地域受付審査局では確認に用いた証明書等のコピーを5年間保存する。

- ・ 郵送の場合:登録局と地域受付審査局で対応

国家資格保有の確認にあたっては、国家資格免許証等のコピーが少なくとも記載内容、形式、有効期限などにおいて真正であることを確認し、国家資格免許証等のコピーと利用申請書の記載内容が一致すること、且つ国家資格免許証等のコピーに捺印された実印の印影と印鑑登録証明書の印影が一致することを確認する。

なお、確認に用いた証明書等は登録局で住民票の写しの原本、本人性確認書類のコピー及び国家資格免許証等のコピーを当該電子証明書の有効期限切れ後10年間保存する。地域受付審査局では確認に用いた証明書等のコピーを5年間保存する。

(参考) 日本医師会認証局運用規定 (CPS) (抜粋)

3.2 初回の本人性確認 - 3.2.3 個人の認証

・登録局へ郵送申請する場合

電子証明書の利用申請を行う個人は、医師免許証のコピーを登録局の窓口で提出することとし、本認証局は医師免許証のコピーの記載内容について、国家資格発行・管理機関である厚生労働省に照会し真正であることを確認し、発行申請書の記載内容が一致することを確認する。

・登録局に電子申請する場合

電子証明書の利用申請を行う個人は、医師免許証のコピーを登録局にアップロードすることに加えて、申請書類に姓名、生年月日、医籍登録番号、医籍登録年月日を電子署名して申請する。本認証局は医師免許証のコピーの記載内容及び電子署名された医師資格情報について、国家資格発行・管理機関である厚生労働省に照会し真正であることを確認し、申請の内容と一致することを確認する。

・対面による申請もしくは証明書交付時に本人が出頭する場合

電子証明書の利用申請を行う個人は、医師免許証のコピーを登録局の窓口で提出することとし、本認証局は医師免許証のコピーの記載内容について、国家資格発行・管理機関である厚生労働省に照会し真正であることを確認し、発行申請書の記載内容が一致することを確認する。

4.2 証明書申請手続 - 4.2.1 本人性及び資格確認

・郵送の場合

医師国家資格所有の確認にあたっては、医師免許証のコピーの提出を求めることとする。

そのため、本認証局は資格保有の確認を実施する。

資格保有の確認として、医師免許証のコピーの記載内容について、国家資格発行・管理機関である厚生労働省に照会し真正であることを確認し、発行申請書の記載内容が一致することを確認する。

また、申請者が日本医師会の会員である場合には、

日本医師会の管理情報から会員資格を確認し、発行申請書に記載された日医会員 ID 番号の照合を行う。

・持参もしくは交付時に本人が出頭する場合

医師の国家資格所有の確認にあたっては、医師免許証のコピーの提出を求めることとする。

そのため、本認証局は資格保有の確認を実施する。

資格保有の確認として、医師免許証のコピーの記載内容について、国家資格発行・管理機関である厚生労働省に照会し真正であることを確認し、発行申請書の記載内容が一致することを確認する。

(参考) 日本薬剤師会認証局運用規程 (CPS) (抜粋)

3.2 初回の本人性確認 - 3.2.3個人の認証

・ 郵送による申請

電子証明書の利用申請を行う個人は、薬剤師免許証の複写を登録局に郵送することで国家資格所有の立証をしなくてはならない。この時、薬剤師免許証の複写の適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて郵送しなくてはならない。なお、薬剤師免許証の裏面に、別個記載がある場合には裏面も複写し、表面の複写と同様に、適当な空欄に実印を捺印し、表面に併せて郵送しなくてはならない。

・ 対面による申請

電子証明書の利用申請を行う個人は、薬剤師免許証の原本を登録局に示すこと、または薬剤師免許証の複写を登録局に提出することで国家資格所有の立証をしなくてはならない。なお、薬剤師免許証の複写を提出する場合には、当該複写の適当な空欄に実印を捺印して、印鑑登録証明書を添えて提出しなくてはならない。また、薬剤師免許証の裏面に、別個記載がある場合には裏面も複写し、表面の複写と同様に、適当な空欄に実印を捺印し、表面に併せて提出しなくてはならない。なお、登録局では、薬剤師免許証の原本が示された場合には、その複写を保存する。

4.2 証明書申請手続 - 4.2.1 本人性及び資格確認

・ 郵送による申請

薬剤師の国家資格所有の確認にあたっては、薬剤師免許証の複写が少なくとも記載内容、形式、有効期限などにおいて真正であることを確認し、薬剤師免許証と利用申請書の記載内容が一致すること、且つ薬剤師免許証の複写に捺印された実印の印影と印鑑登録証明書の印影が一致することを確認する。

・ 対面による申請

薬剤師の国家資格所有の確認にあたっては、薬剤師免許証の原本が示された場合は、少なくとも記載内容、形式、有効期限などにおいて真正であることを確認し、免許証と利用申請書の記載内容が一致することを確認する。また、薬剤師免許証の複写が提出された場合は、当該複写が少なくとも記載内容、形式、有効期限などにおいて真正であることを確認し、薬剤師免許証と利用申請書の記載内容が一致すること、且つ薬剤師免許証の複写に捺印された実印の印影と印鑑登録証明書の印影が一致することを確認する。

今後の予定



今後の予定

10月を目途に申請受付を開始できるよう、検討を進める。

第2回

本日：2022年10月4日

- 第1回の意見を踏まえ、
早期に策定できる「保健医療福祉分野における電子署名の評価方針(案)」を議論。
- 資格確認に求められる信頼性に関する議論。

第3回

- 第1・2回の意見を踏まえ、
早期に策定できる「保健医療福祉分野における電子署名と資格確認の評価方針・基準・規則等(案)」を議論。
「評価方針・基準」・・・保健医療福祉分野において求められる電子署名等の信頼性を方針としてまとめ、
評価対象事業者に求める電子署名と資格確認の評価項目と基準を記した文書
「規則等」・・・評価を申請する事業者の申請手順や申請時に必要な様式や資料をまとめた文書類
- 保健医療福祉分野における電子署名と資格確認に関して、今後継続して検討する事項・論点(案)を掲示。

第4回

- 申請事業者に対する評価体制、評価手順に関する議論。